

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、空家等(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。)について必要な事項を審議するため、郡山市空家等対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市内に存する空家等が法第2条第2項に規定する状態にあるか否かに関すること。
- (2) 法第22条第1項の規定による助言又は指導に関すること。
- (3) 法第22条第2項の規定による勧告に関すること。
- (4) 法第22条第3項の規定による命令に関すること。
- (5) 法第22条第3項の規定により市長が命じた必要な措置について、同条第9項の規定により行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、市長が自ら義務者となすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることに関すること。
- (6) 法第22条第10項の規定により市長が必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にその措置を行わせることに関すること。
- (7) その他空家等の対策の推進に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるものその他空家等の対策に関する重要事項について意見を述べることができる。
(令6条例6・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建設構想部において処理する。

(平31条例9・令4条例21・令6条例39・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年郡山市条例第69号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕 略

附 則(平成31年郡山市条例第9号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年郡山市条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

附 則(令和6年郡山市条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年郡山市条例第39号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。